

参議院 文教科科学委員会 會議録 第十一号

平成十四年五月三十日(木曜日) 午前十時開会

委員の異動

五月二十四日

辞任 泉 信也君

補欠選任 扇 千景君

五月二十八日

辞任 山下 香苗君

補欠選任 山下 栄一君

五月二十九日

辞任 山下 栄一君

補欠選任 山下 香苗君

出席者は左のとおり。

委員長 橋本 聖子君

理事 阿南 一成君

仲道 俊哉君

小林 元君

風間 昶君

林 紀子君

委員

有馬 朗人君

有村 治子君

大仁田 厚君

加納 時男君

後藤 博子君

中曾根弘文君

岩本 司君

神本美恵子君

奥石 東君

山本 香苗君

畑野 君枝君

西岡 武夫君

國務大臣

山本 正和君

副大臣

遠山 敦子君

事務局側

文部科学副大臣 岸田 文雄君

常任委員会専門員

巻端 俊兒君

本日の會議に付した案件

○教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(橋本聖子君) ただいまから文教科科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。去る二十四日、泉信也君が委員を辞任され、その補欠として扇千景君が選任されました。

○委員長(橋本聖子君) 教育公務員特例法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。遠山文部科学大臣。

○國務大臣(遠山敦子君) このたび、政府から提出いたしました教育公務員特例法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

学校教育の成否は、その直接の担い手である教員の資質能力に負うところが大きく、教育改革を推進するに当たり、その向上は極めて重要な課題の一つであります。

特に、新学習指導要領の下、基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び考える力などを育成し、確かな学力の向上を図るとともに、心の教育の充実を図るためには、実際に指導に当たる教諭

等にこれまで以上の指導力が必要とされておりま

す。この法律案は、このような観点から、教諭等としての在職期間が十年に達した者に対する個々の能力、適性等に応じた研修を制度化するものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、国公立の小学校等の教諭等の任命権者は、小学校等の教諭等に対して、その在職期間が十年に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施しなければならぬこととするのであります。

第二に、任命権者は、この研修を実施するに当たり、研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、個々の教諭等ごとに研修に関する計画書を作成しなければならぬこととするのであります。

最後に、この法律は、平成十五年四月一日から施行することとすものであります。

このほか、所要の改正を行うことといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(橋本聖子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次回は来る六月四日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時二分散会

五月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、学費及び教育条件についての公私格差の是正等に関する請願(第二一七号)

一、教育条件改善特別助成の実現を始めとする私学助成の大幅増額等に関する請願(第二二二五号)

一、学費及び教育条件についての公私格差の是正等に関する請願(第二三三二号)

第二一七号 平成十四年五月十三日受理 学費及び教育条件についての公私格差の是正等に関する請願

請願者 愛知県岡崎市上地一ノ四四ノ七 星野昌幸 外九千九百九十九名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第二二二五号 平成十四年五月十四日受理 教育条件改善特別助成の実現を始めとする私学助成の大幅増額等に関する請願

請願者 仙台市太白区中田一ノ一六ノ三ノ一九名

一〇一 佐藤秀昭 外二千九百九十九名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第一七一号と同じである。

第二三三二号 平成十四年五月十五日受理 学費及び教育条件についての公私格差の是正等に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡西春日町弥勒寺東 四 長尾訓寿 外九千九百九十九名

紹介議員 草川 昭三君

この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

五月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、教育公務員特例法の一部を改正する法律案

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の

一部を次のように改正する。

目次中「第二十条の二」を「第二十条の四」に、

「第二十条の三」「第二十条の六」を「第二十条の五」「第二十条の八」に改める。

第二条第二項中「第二十条の二第三項」を「第二十条の二第二項」に改める。

第二十条の二第二項を削り、同条第三項中「教育委員会。」の下に「次条第二項及び」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四章中第二十条の六を第二十条の八とし、第二十条の五を第二十条の七とし、第二十条の四を第二十条の六とする。

第二十条の三第一項中「第二十条の五第二項」を「第二十条の七第二項」に改め、同条を第二十条の五とする。

第三章中第二十条の二の次に次の二条を加える。

(十年経験者研修)

第二十条の三 小学校等の教諭等の任命権者は、小学校等の教諭等に対して、その在職期間(私立の小学校等の教諭等としての在職期間を含む。)が十年(特別の事情がある場合には、十年を標準として任命権者が定める年数)に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じた、教諭等としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修(以下「十年経験者研修」という。)を実施しなければならない。

2 任命権者は、十年経験者研修を実施するに当たり、十年経験者研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに十年経験者研修に関する計画書を作成しなければならない。

3 第一項に規定する在職期間の計算方法、十年経験者研修を実施する期間その他十年経験者研修の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(研修計画の体系的な樹立)

第二十条の四 任命権者が定める初任者研修及び十年経験者研修に関する計画は、教員の経験に応じた体系的な研修の一環をなすものとして樹立されなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(幼稚園の教諭等に対する研修の特例)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次項において「指定都市」という。)以外の市町村の設置する幼稚園の教諭、助教諭及び講師(次項において「教諭等」という。)に対する改正後の教育公務員特例法第二十条の三第一項の十年経験者研修(次項において「十年経験者研修」という。)は、当分の間、同条第一項の規定にかかわらず、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会は、その所管に属する幼稚園の教諭等に対して都道府県の教育委員会が行う十年経験者研修に協力しなければならない。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第三条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項、第五十九条及び第六十一条第二項中「並びに第二十条の二第一項及び第二項」を、「第二十条の二第一項、第二十条の三第一項及び第二十条の四」に改める。

附則第二十六条を附則第二十七条とし、附則第二十五条の次に次の一条を加える。

(中核市の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部の教諭等に対する研修の特例)

第二十六条 中核市の設置する盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部の教諭、助教諭及び講師に対する教育公務員特例法第二十条の三第一項の十年経験者研修は、当分の間、新法第五十九条の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「第二十条の三第一項」を「第二十条の五第一項」に改める。

一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)第十八条第二号

二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)第二十四条第二号